

令和元年度第1回長野県自立支援協議会 次第

令和元年6月12日(水)

13:30~16:00

長野県庁本館特別会議室

- 1 開 会
- 2 あいさつ
- 3 自己紹介
- 4 会議事項
 - (1) 会長の選任
 - (2) 長野県自立支援協議会について …資料1
 - (3) 運営委員、専門部会長の選任
 - (4) 専門部会等の活動計画等について …資料2
 - (5) 障がい者相談支援体制と他領域との連携について …資料3
 - (6) その他 …資料4
- 5 閉 会

令和元年度 第1回 長野県自立支援協議会 出席者名簿

(敬称略)

氏名	役職等	備考
穂苺由香里	長野県ピアサポートネットワーク 副代表	
小林 彰一	長野県身体障害者福祉協会 事務局長	代理出席
中村 彰	長野県手をつなぐ育成会 会長	
小松 敏幸	(福)小諸学舎 学舎長	
宮下 広志	上田市福祉部障がい者支援課 障がい福祉係長	
林 敏彦	(福)この街福祉会 常務理事・この街学園施設長	
北嶋 昭	長野県西駒郷 駒ヶ根支援事業部長兼宮田支援事業部長	
松澤 陽子	飯伊圏域障がい者総合支援センターほっとすまいる 所長	
加藤 春彦	木曾障がい者総合支援センターともに 所長	
矢口 泰	安曇野市福祉部福祉課 福祉課長	
北沢 一人	大町市民生部福祉課 福祉課長	
木下 香織	長野市障害者相談支援センター歩楽里 専門員	
青木 一浩	須坂市健康福祉部福祉課 課長	
飯島 千明	千曲市健康福祉部福祉課 係長	代理出席
梶澤 恵美	信濃町住民福祉課 福祉係長	欠席
鈴木 靖史	飯山市民生部保健福祉課 課長	
本田 秀夫	信州大学医学部附属病院子どものこころ診療部長	欠席
長峰 夏樹	長野県社会福祉協議会 総務企画部長	
小林 広美	長野県介護支援専門員協会 会長/北信総合病院居宅支援事業所 所長	
福岡 寿	(福)高水福祉会 理事	
橋詰 正	上小圏域障害者総合支援センター 所長	
丸山 哲	(福)高水福祉会 常務理事	欠席
関谷 真	須高地域総合支援センター 所長	
井出 敦志	(社団)恵仁会ケイジンプラススペースなかごみ 放課後デイサービス管理者	
上野 隆一	(一社)しょう 事業部長	
紅林奈美夫	長野県精神福祉士協会/ 松本圏域障害者総合相談支援センターWish 退院支援コーディネーター	
勝又小百合	(福)りんどう信濃会喬木悠生寮 相談支援専門員	
宮澤 一江	労働雇用課 主事	
小澤 利彦	保健・疾病対策課 課長補佐兼心の健康支援係長	代理出席
小野 幸恵	地域福祉課 企画幹兼課長補佐兼地域支援係長	代理出席
渡邊 和幸	特別支援教育課 主任指導主事	代理出席
塩川 吉郎	次世代サポート課 課長	
高池 武史	障がい者支援課 課長	
金子 康	保健・疾病対策課 母子・歯科保健係 担当係長	事務局
清沢 浩志	次世代サポート課 課長補佐兼次世代支援係長	
松原 克彦	障がい者支援課 企画幹兼課長補佐兼管理係長	
松本 明久	障がい者支援課 在宅支援係 課長補佐兼在宅支援係長	
宮島 桂	障がい者支援課 自立支援係 課長補佐兼自立支援係長	
渡辺 公恵	障がい者支援課 自立支援係 主査	
吉澤 史浩	障がい者支援課 自立支援係 主任	
百瀬志津子	障がい者支援課 社会生活係 担当係長	

長野県自立支援協議会について

長野県自立支援協議会 委員名簿

[任期：R1.6.1～3.5.31]

(敬称略)

設置要綱 (第5条)	氏名	役職等	備考
第1号	穂苅由香里	長野県ピアサポートネットワーク 副代表	当事者団体代表
	小林 和夫	長野県身体障害者福祉協会 理事長	
	中村 彰	長野県手をつなぐ育成会 会長	
第2号	小松 敏幸	(福) 小諸学舎 学舎長	佐久圏域代表
	宮下 広志	上田市福祉部障がい者支援課 障がい福祉係長	上小圏域代表(行政)
	林 敏彦	(福) この街福祉会 常務理事・この街学園施設長	諏訪圏域代表
	北嶋 昭	長野県西駒郷 駒ヶ根支援事業部長兼宮田支援事業部長	上伊那圏域代表
	松澤 陽子	飯伊圏域障がい者総合支援センターほっとすまいる 所長	飯伊圏域代表
	加藤 春彦	木曾障がい者総合支援センターともに 所長	木曾圏域代表
	矢口 泰	安曇野市福祉部福祉課 福祉課長	松本圏域代表(行政)
	北沢 一人	大町市民生部福祉課 福祉課長	大北圏域代表(行政)
	木下 香織	長野市障害者相談支援センター歩楽里 専門員	長野圏域(長野市)代表
	青木 一浩	須崎市健康福祉部福祉課 課長	長野圏域(須高)代表(行政)
	北村 章	千曲市健康福祉部福祉課 福祉課長	長野圏域(千曲・坂城)代表(行政)
	相澤 恵美	信濃町住民福祉課 福祉係長	長野圏域(北部)代表(行政)
	鈴木 靖史	飯山市民生部保健福祉課 課長	北信圏域代表(行政)
第4号	本田 秀夫	信州大学医学部子ども心の発達医学教室教授 附属病院子どものこころ診療部部長	有識者
	長峰 夏樹	長野県社会福祉協議会 総務企画部長	
	小林 広美	長野県介護支援専門員協会 会長/ 北信総合病院在宅支援事業所 所長	
	福岡 寿	(福) 高水福祉会 理事	
	橋詰 正	上小圏域障害者総合支援センター 所長	
	丸山 哲	(福) 高水福祉会 常務理事	
	関谷 真	須高地域総合支援センター 所長	
	井出 敦志	(社医) 恵仁会ケイジンピアスペースなかごみ 放課後デイサービス管理者	
	上野 隆一	(一社) しょう 事業部長	
	紅林奈美夫	長野県精神福祉士協会/ 松本圏域障害者総合相談支援センターWish 退院支援コーディネーター	
勝又小百合	(福) りんどう信濃会喬木悠生寮 相談支援専門員		
第3号	米沢 一馬	労働雇用課 課長	行政機関関係者
	徳本 史郎	保健・疾病対策課 課長	
	町田 直樹	地域福祉課 課長	
	坪井 俊文	特別支援教育課 課長	
	塩川 吉郎	次世代サポート課 課長	
	高池 武史	障がい者支援課 課長	

長野県自立支援協議会 専門部会 委員名簿

人材育成部会 (R1年6月1日現在)			
氏名	職名	所属	備考
関谷 真	所長	(特非) 須高地域総合支援センター	
竹中 正文	相談支援専門員	佐久広域連合障害者相談支援センター	
土屋可奈子	相談支援専門員	上小圏域障害者総合支援センターウイング	
中村 修	所長	一般社団法人ゆらゆら ゆらり相談支援センター	
藤原 香澄	課長	西駒郷駒ヶ根支援事業部さくら支援課	
松澤 陽子	所長	(特非) 飯伊圏域障がい者総合支援センター	
上坂ひろみ	所長	(福) 木曾社会事業協会 相談支援事業所りんくきそ	
笛木利恵子	所長	松本圏域障害者総合相談支援センターWish	
松澤 重夫	障がい福祉部長	(特非) 北アルプスの風	
米山 勝也	理事	(特非) 長野県相談支援専門員協会	
井出 英樹	所長	北信圏域障害者総合支援センターばれっと	
丸山 哲	常務理事	(福) 高水福祉会	
橋詰 正	所長	上小圏域障害者総合支援センターウイング	

就労支援部会 (R1年6月1日現在)			
氏名	職名	所属	備考
上野 隆一	事業部長	(一社) しょう	
宮内 宏	管理者	(一社) 地の会	
宮崎由美子	主任就業支援ワーカー	ほくしん圏域障害者就業・生活支援センター	
堀内久美子	主任就業支援ワーカー	佐久圏域障がい者就業・生活支援センター ほーぷ	
坂本 卓嗣	相談支援係長	佐久広域連合障害者相談支援センター	
向後 泰雄	主任就業支援ワーカー	上小圏域障害者就業・生活支援センター SHAKE	
秋山 浩樹	主任就業支援ワーカー	諏訪圏域障がい者就業・生活支援センター すわーくらいふ	
橋都 松夫	定着支援ワーカー	上伊那圏域障がい者就業・生活支援センター	
大原 優子	就業支援ワーカー	木曾圏域障害者就業・生活支援センター	
新保 文彦	発達障がいサポート・マネージャー	(株) アストコ	
伊藤真由美	サービス管理責任者	(福) 安曇野市社会福祉協議会豊科じゃんぶ	
丸山 朋子	就業支援ワーカー	大北圏域障害者就業・生活支援センター	
祢津 奈美	エリアマネージャー	(株) 総合キャリアトラスト	
武蔵原 望	総合施設長	(一社) あいわーくす	
山口 昌利	地方障害者雇用担当官	長野労働局職業安定部職業対策課	
米山 研史	主任職業カウンセラー	長野障害者職業センター	
西村 智美	教諭	長野県教育委員会特別支援教育課	

療育部会（R1年6月1日現在）

氏名	職名	所属	備考
井出 敦志	放課後デイサービス管理者	（社医）ケイジンピアスペースなかごみ	
矢島 克美	療育コーディネーター	（社医）恵仁会さく発達相談支援センター	
嶋尾 泰子	療育コーディネーター	上小圏域障害者総合支援センター	
坂本由紀子	療育コーディネーター	（福）信濃医療福祉センター信濃医療福祉センター	
小池美千世	療育コーディネーター	上伊那圏域障がい者総合支援センター	
三石 住枝	療育コーディネーター	飯田市こども発達センターひまわり	
和田 慈	療育コーディネーター	木曽障がい者総合支援センターともに	
下里 真人	療育コーディネーター	松本圏域障害者総合相談支援センターあるぷ	
池内 泰恵	療育コーディネーター	松本圏域障害者総合相談支援センターWish	
渡辺 晴美	療育コーディネーター	松本圏域障害者総合相談支援センターWish	
吉田 絵美	療育コーディネーター	大北圏域障害者総合支援センタースクラム・ネット	
熊谷 恵子	療育コーディネーター	（福）森と木 長野市発達相談支援センターベターデイズ	
安川 健治	療育コーディネーター	（福）長野市社会事業協会長野市発達相談支援センターにじいるキッズらいふ	
高橋 路子	療育コーディネーター	（福）高水福祉会北信圏域障害者総合相談支援センター	
亀井 智泉	代表	長野こども療育推進サークルゆうテラス	
飯沼 祥彦	青少年指導主事	次世代サポート課	
今井 友陸	指導主事	特別支援教育課指導係	

精神障がい者地域移行支援部会（R1年6月1日現在）

氏名	職名	所属	備考
紅林奈美夫	退院支援コーディネーター	松本圏域障害者相談センターWish	
福田 隆	施設長	長野県精神保健福祉士協会／多機能型事業所 ピア・ちくま	
竹内 博人	理事長／院長	長野県精神科病院協会／上松病院	
中村美恵子	会長	せいしれん	
岡村美奈子	所長	社会福祉法人絆の会 絆の会相談室	
春日 聡	相談支援専門員	相談支援事業所Nakara	
山田 仁子	理事／管理者	長野県介護支援専門員協会／（特非）リフト うらら介護相談室	
山本 悦夫	会長	ポプラの会	
佐藤 恵子	課長補佐兼難病精神保健係長	長野市保健所 健康課	
宮島 桂	課長補佐兼自立支援係長	障がい者支援課	
宮津 淳史	主事	地域福祉課 生活保護係	
松山久美子	課長補佐兼保健衛生係長	上田保健福祉事務所 健康づくり支援課	
飯塚 利枝	保健衛生係長	北信保健福祉事務所 健康づくり支援課	
大井 千明	精神保健専門員	精神保健福祉センター	

権利擁護部会（R1年6月1日現在）

氏名	職名	所属	備考
勝又小百合	主査 相談支援専門員	（福）りんどう信濃会 喬木悠生寮	
大井 茂樹	コーディネーター	佐久広域連合障害者相談支援センター	
佐納あずさ	相談支援専門員	上小圏域基幹相談支援センター	
北原 由紀	相談支援専門員	（一社）ゆらゆら ゆらり相談支援センター	
村上久登美	相談支援専門員	上伊那圏域障がい者総合支援センター きらりあ	
松谷 学	福祉活動専門員	社会福祉法人大桑村社会福祉協議会	
三村 仁志	施設長	（福）中信社会福祉協会 ささらの里	
奥村 和枝	差別解消専門員	長野市障害者権利擁護サポートセンターベターデイズ	
徳竹かず美	相談支援専門員	北信圏域障害者総合相談支援センターぱれっと	
上原 長男	所長	（福）佐久市社会福祉協議会 さく成年後見支援センター	
山崎 茂文	事務次長、介護統括長兼介護業務係長	（福）軽井沢町社会福祉協議会 権利擁護センターかるいざわ	
友野 民望	所長	（福）上田市社会福祉協議会 上小圏域成年後見支援センター	
桜井 幸雄	センター長	（福）諏訪市社会福祉協議会 諏訪市成年後見支援センター	
矢澤 秀樹	所長	（福）伊那市社会福祉協議会 上伊那成年後見センター	
生嶋 哲夫	地域福祉課長兼センター長	（福）飯田市社会福祉協議会 いいだ成年後見支援センター	
鳥羽 弘幸	係長	（福）松本市社会福祉協議会 成年後見支援センターかけはし	
中神 香織	所長	（福）塩尻市社会福祉協議会 成年後見支援センター	
栗林 純一	係長兼所長	（福）大田市社会福祉協議会 北アルプス成年後見支援センター	
清水 祐樹	主任	（福）長野市社会福祉協議会 長野市成年後見支援センター	
水澤 真	主任	（福）千曲市社会福祉協議会	
小湊 敬子	所長	（特非）北信ふくしMねっと 北信圏域権利擁護センター	
中島 将	企画員	（福）長野県社会福祉協議会 相談事業部生活支援グループ	
岩崎 明弘	推進員	県地域福祉課地域支援係	

障がい者相談支援体制機能強化会議（R1年度第1回出席者）

氏名	職名	所属	備考
羽田 徹也	係長	立科町町民課福祉係	
新海 修一	所長	佐久広域連合障害者相談支援センター	
坂本 卓嗣	係長	佐久広域連合障害者相談支援センター	
小平 克彦	障がい者支援担当係長	上田市福祉部障がい者支援課	
土屋可奈子	相談支援専門員	上小圏域障害者総合支援センター ウイング	
関 雅雄	福祉係長	上田保健福祉事務所福祉課	
茅野 光徳	係長	諏訪市社会福祉課福祉係	
鈴木美和子	所長	諏訪圏域障がい者総合支援センター オアシス	
大澤 英恵	地域生活支援拠点コーディネーター	諏訪圏域障がい者総合支援センター オアシス	
松原 博人	係長	駒ヶ根市民生部福祉課	
伊藤 香里	係長	伊那市社会福祉課障害者係	
田中 君彦	所長	上伊那圏域障がい者総合支援センター きらりあ	
平野 幸代	相談支援専門員	上伊那圏域障がい者総合支援センター きらりあ	
春日 聡	相談支援専門員	上伊那圏域障がい者総合支援センター きらりあ	
鳥羽 亮一	福祉第一係長	伊那保健福祉事務所福祉課	
松澤 陽子	所長	飯伊圏域障がい者総合支援センター ほっとすまいる	
正生さちえ	相談支援専門員	飯伊圏域障がい者総合支援センター ほっとすまいる	
金田 直樹	福祉第二係長	飯田保健福祉事務所福祉課	
花川あづま	福祉係長	上松町住民福祉課	
加藤 春彦	所長	木曾障がい者総合支援センター ともし	
上坂ひろみ	所長	相談支援事業所りんくきそ	
澤田 昌宏	課長補佐	松本市障害福祉課	
前田 陽子	係長	塩尻市福祉課障がい福祉係	
東條 知子	所長兼機能強化コーディネーター	松本圏域障害者総合相談支援センター ボイス	
笛木利恵子	所長兼機能強化コーディネーター	松本圏域障害者総合相談支援センター Wish	
川口真奈美	機能強化コーディネーター	松本圏域障害者総合相談支援センター Wish	
海老原晴香	所長兼機能強化コーディネーター	松本圏域障害者総合相談支援センター あるぷ	
中澤 秀二	福祉係長	松本保健福祉事務所福祉課	
松井 幸夫	所長	大北圏域障害者総合支援センター スクラム・ネット	
吉田 絵美	療育コーディネーター	大北圏域障害者総合支援センター スクラム・ネット	
田中 理恵	障がい児等地域生活支援コーディネーター	大北圏域障害者総合支援センター スクラム・ネット	
立原 博之	係長	長野市障害福祉課	
板倉 重彦	専門員	障がい者相談支援センター希来里	
小池 晶代	専門員	長野市障害者相談支援センター まい・すてっぷ	
飯島 千明	係長	千曲市福祉課障害支援係	
中村美恵子	所長・相談支援員	千曲・坂城障がい者（児）基幹相談支援センター	
坂下亜希子	相談支援員	千曲・坂城障がい者（児）基幹相談支援センター	
関谷 真	所長	須高地域総合支援センター	
永原 明	主査	信濃町住民福祉課	
井出 英樹	所長	北信圏域障害者総合相談支援センター ぱれっと	
市村 綾子	副所長	北信圏域障害者総合相談支援センター ぱれっと	

長野県自立支援協議会設置要綱

平成 19 年 1 月 18 日 18 障第 391 号
改正 平成 19 年 7 月 6 日 19 障第 175 号
平成 23 年 3 月 22 日 22 障第 635 号
平成 26 年 4 月 1 日 26 障第 4 号
平成 27 年 4 月 24 日 27 障第 94 号
平成 28 年 5 月 19 日 28 障第 149 号
平成 29 年 5 月 1 日 29 障第 97 号
令和 元年 5 月 17 日 元障第 166 号

(目的)

第 1 条 長野県に居住する障がいのある方の福祉、医療、保健、就労に関する各種サービスの総合的な調整及び推進を図り、相談支援事業をはじめとした県全体でのシステムづくりに関する主導的役割を担う協議の場として、長野県自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

なお、地方自治法第 138 条の 4 第 3 項に規定する附属機関ではないものとする。

(任務)

第 2 条 協議会は、次の各号に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 地域自立支援協議会の相談支援体制についての状況把握・評価及びバックアップと、整備方策に関すること。
- (2) 相談支援従事者の研修のあり方及び人材育成に関すること
- (3) 専門的分野における支援方策や普及に関すること
- (4) 県全域における課題の抽出、検討、施策化に関すること
- (5) 広域的、専門的相談支援の調整に関すること
- (6) 県障害福祉計画の作成・具体化に関すること
- (7) その他障がい福祉の推進に向けて必要な事項に関すること

(組織)

第 3 条 協議会は、委員 35 人以内で構成する。

(会長)

第 4 条 協議会に会長を置き、委員が互選する。

- 2 会長は会務を総理する。
- 3 会長の代理者は会長が指名する。

(委員)

第 5 条 委員は次に掲げる者のうちから、県が依頼した者とする。

- (1) 障がい当事者
- (2) 各圏域地域自立支援協議会代表者
- (3) 行政機関関係者
- (4) その他協議会の目的のため必要な者

(任期)

第6条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(全体委員会)

第7条 協議会には全体委員会を置く。

- 2 全体委員会は、会長及び委員をもって構成する。
- 3 全体委員会は、会長が招集する。

(運営委員会)

第8条 協議会には、本会の業務を円滑に行うため運営委員会を置く。

- 2 運営委員は、全体委員会において選出された者とする。
- 3 運営委員は、本会の企画、運営、各種会議間の調整などの実務にあたる。
- 4 運営委員の互選により運営委員長を選出する。
- 5 運営委員会は運営委員長が招集する。

(専門部会)

第9条 協議会には、障がい者の自立支援に関する細部の専門事項について協議するために、専門部会を置くことができる。

- 2 各専門部会長は、全体委員会において選出された者とする。
- 3 各専門部会の委員は、運営委員と協議の上、部会長が指名する。
- 4 専門部会は部会長が招集する。

(ワーキングチーム)

第10条 協議会には、障がい福祉の推進のため、必要に応じて調査、研究等を行うワーキングチームを置くことができる。

(各種会議)

第11条 協議会には、本要綱第7条から第10条に規定するほか、本要綱第2条の各号について協議するための各種会議を必要に応じて開催することができる。

(事務局)

第12条 本会の事務局は健康福祉部障がい者支援課に置く。なお、本会事務局業務の全部又は一部を団体等に委託することができる。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- この要綱は、平成19年2月15日から施行する。
この要綱は、平成19年7月13日から施行する。
この要綱は、平成23年4月1日から施行する。
この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
この要綱は、平成27年4月24日から施行する。

この要綱は、平成 28 年 5 月 19 日から施行する。
この要綱は、平成 29 年 5 月 1 日から施行する。
この要綱は、令和 元年 5 月 17 日から施行する。

長野県自立支援協議会概念図

～地域自立支援協議会を支える仕組みの考え方～

長野県

【提言等】

【役割】

- 1・地域の実態把握・情報共有
- 2・地域相談支援体制のハックアップ
- 3・全県的課題の抽出
- 4・広域、専門的相談支援の調整
- 5・人材育成

【課題・提言等】

長野県自立支援協議会

＜協議会委員＞

障がい当事者、各圏域自立支援協議会代表者、
県各担当課、その他（有識者等）

運営委員会

- ・全体的課題整理、優先づけ
- ・企画、各種会議等との調整

事務局

障がい者相談支援 体制機能強化会議

＜参加者＞

- 障がい者総合支援センター
（基幹センター）、市町村等
- ・地域支援力の全県的な底上げ
（基幹相談支援センター化等）

【協議内容の
フィードバック】

専門部会

人材育成部会

療育部会

就労支援部会

精神障がい者
地域移行支援部会

権利擁護部会

ワーキングチーム
※必要に応じ開催

各地域（圏域）自立支援協議会

連携

各（圏域）障がい者
総合支援センター

フィードバック【社会資源開発（制度・事業等）】

圏域の自立支援協議会から県自立支援協議会へ提出された課題の検討スケジュール

(新年度)

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	
圏域の自立支援協議会	部会	課題の把握														
	全体会					部会から提出された課題の協議										
	事務局		県自立支援協議会への提出期限(12月15日)													
県自立支援協議会	運営委員会									課題の整理、検討						
	専門部会													具体化に向けた検討		
	全体会												第1回			第1回
													第2回			第1回
	事務局															課題に対する取り組みの報告



専門部会等の活動計画について

人材育成部会

療育部会

就労支援部会

精神障がい者地域移行支援部会

権利擁護部会

平成 31 度 長野県自立支援協議会 人材育成部会計画

[1] 目的

地域で障がい児者を支える支援者の質の向上を図るため、県内各圏域にて支援者人材育成の中核を担う人たちが集まり、それぞれの地域の課題を確認、整理しながら、人材育成体制・研修体制の在り方について協議し、各圏域及び県全体の人材育成体制を向上させることを目的とする。

[2] 本年度の狙い

「長野県障害福祉サービス事業者人材育成ビジョン」に基づき、障がいのある方々がご本人の望む暮らしの実現に向けた相談支援の提供、また‘安心して暮らせる地域づくり’を担う人材を育てることを目標にする。昨年度からの継続的な課題として、下記の項目を中心に取り組んでいく。

①研修体制の強化

- ・モデル研修導入による相談支援従事者養成研修の後方支援と検証
- ・主任相談支援専門員研修のあり方について

②人材育成ビジョンの改定

③地域の相談支援体制に係る検討

- ・第5期障害福祉計画の進捗状況等

④計画相談の質の向上の検討

- ・きめ細やかなモニタリングに向けた取組（例：H30 改正モニタリング基準の実現・実態把握やモデル事例周知等）

[3] 開催日程、内容等

	日程	テーマ
第1回	5/7 (火)	<ul style="list-style-type: none"> ・今年度の部会の取り組みについて ・相談支援従事者養成研修について
第2回	7/30 (火)	<ul style="list-style-type: none"> ・人材育成ビジョンの変更について ・モニタリング、地域の体制検討
第3回	10/31 (木)	<ul style="list-style-type: none"> ・相談支援従事者初任者研修の検証 ・人材育成ビジョンの変更について ・モニタリング、地域の体制検討
第4回	12/18 (月)	<ul style="list-style-type: none"> ・人材育成ビジョンの変更について ・モニタリング、地域の体制検討
第5回	2/28 (金)	<ul style="list-style-type: none"> ・まとめ ・次年度に向けて

令和元年度 長野県自立支援協議会療育部会計画

[1] 目的

圏域及び全県の療育支援体制について協議し、障がいのある子どもとその家族の地域での暮らしの質の向上を目指す。

【重点項目】

- ①「本人（子ども）中心支援」「家族（親・きょうだい）支援」
- ②療育に係る福祉・保健・医療・保育・教育等との連携強化
- ③ライフステージに応じた途切れない支援の提供

[2] 本年度の狙い

- 1 発達障がい児者（※診断のない場合も含む）や医療的ケア児者等の協議の場である「長野県発達障がい者支援対策協議会」「長野県医療的ケア児等支援連携推進会議」と連動しながら、地域の療育体制における課題検討を行う。
- 2 放課後デイサービス利用の現状からみる障がい児支援の課題を整理する。
- 3 第1期障害児福祉計画の地域の取組状況の共有を行う。

[3] 部会参加者

療育コーディネーターを中心とし、必要に応じて、教育、医療、保健福祉事務所等の関係機関やスタッフ（発達障がいサポートマネージャ、療法士、心理、障がい児相談）の参加を図る。

[4] 開催日程、内容等

	日程	テーマ
第1回	5/20（月）	・本年度の部会について ・地域の取組情報の共有 （部会・第1期障害児福祉計画進捗状況） ・放課後デイサービスの現状と課題について
第2回	8/1（木）	・実態調査の実施と共有 ・関係協議会の取組状況について
第3回	12/2（月）	・特徴的な取組をしている地域・事業所の視察または事例の共有等
第4回	2/6（木）	・1年間のまとめ

○療育コーディネーター連絡会

	日程	テーマ
第1回	4/22（月）	・療育コーディネーターの基本姿勢と療育支援事業 ・圏域の情報交換
第2回	10/3（木）	・研修 ・圏域の情報交換

【部会の目的】

- 〈 1 〉 長野県の障がい者の一般就労等雇用の促進（短期トレーニング事業の更なる推進）
- 〈 2 〉 就労移行支援事業所、就労継続 A 型、B 型事業所等における有機的連携強化支援
- 〈 3 〉 支援者の資質向上に向けた研修会の実施
- 〈 4 〉 県内の就労アセスメントに関する情報収集、検討
- 〈 5 〉 長野県内の圏域部会活動の活性化

【今年度のねらい】

① 研修事業

第 5 期障害福祉計画の達成を視野に、特に精神障がいのある方の就労支援が件数的に増加傾向にあることから、今年度は、精神障がいの特性に応じた就労支援能力の底上げに向けて、医療とのかかわり方、連携と定着といった要素を含む研修会を実施する。

② 後方支援事業

長野県内の各圏域就労支援部会のニーズや課題について情報共有する機会を設定し、圏域就労支援部会の更なる活性化を県部会として後方支援を実施する。

また、圏域協議会の事務局または部会員に実際に県部会に参加、または見学してもらう形態での実施について検討する。

③ 実習制度の進捗状況の把握

OJT 推進員配置事業、短期トレーニング事業について、事業実施状況を把握し、課題等が生じた場合は速やかに事業の課題整理等提案に向けた取り組みを実施する。

④ 就労アセスメントに関する調査検討

県内の各圏域における就労アセスメントの状況について情報収集し、実施方法、市町村との協議経過等について議論、検討を行う。

【平成 30 年度就労支援関係事業の実績】

- 短期トレーニング促進事業 のべ 596 件（前年度 528 件）
- OJT 推進員派遣事業 13 件（前年度 8 件）

【日程及び内容】

令和元年度 年度計画概要

月	運営会議	開催予定	就労支援部会
5 月	・今年度部会の事業計画、開催日程の調整、研修について	5/28	事業計画、R1 部会構成の検討
		7/23	圏域部会合同会議
8～ 10 月	・事業進捗状況共有、修正	10/8	研修準備会議
		12/3	就労支援部会研修
12～ 1 月	・事業評価	1/20	就労支援部会
		3/3	圏域就労関係部会との合同会議

* 部会の運営会議（部会長、副部会長、事務局 4 月、8～9 月、12～1 月）

令和元年度 長野県自立支援協議会精神障がい者地域移行支援部会計画

【部会の目的】

精神障がい者が住み慣れた地域を拠点とし、本人の意向に即して、本人が充実した生活を送ることができるよう、関係機関の連携の下で医療、福祉等の支援を行うという観点から、入院患者の減少及び地域生活への移行に向けた支援、地域生活を継続するための支援体制の整備等に取り組む。

☆長野県障がい者プラン2018（第5期障害福祉計画）の成果目標

項 目	目標 2020 年度
入院後、3か月時点の退院率	69%以上
入院後、6か月時点の退院率	84%以上
入院後、1年時点の退院率	91%以上
入院期間が1年以上である長期入院患者数	2,100人

【本年度のねらい】

精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築について関係者が理解を深め、情報共有を図ることにより、各圏域における地域移行・地域定着体制の強化に取り組む。

＜地域移行支援部会＞

- 1 精神障がい者地域生活支援コーディネーター等連絡会議での各圏域の課題等について共有し、検討を加えてフィードバックをする等、部会と連絡会が有効に機能できる体制とする。
- 2 精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて、高齢化等の課題について整理し協議を行う。

＜精神障がい者地域生活支援コーディネーター等連絡会議＞

- 1 連絡会議で他圏域の取組状況等の情報を得たり、事例を学ぶことで、県内全体の地域生活支援に関する関係者の資質の向上を図る。
- 2 精神障がい者の地域移行、ピアサポートの活用等の課題について検討を深める。

【日程及び内容】

＜地域移行支援部会＞ 年2回程度

第1回 令和元年6月7日（金）

内容：精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築について
今年度の活動方針の決定等

第2回 令和2年2～3月

内容：課題の整理、事業評価等

＜精神障がい者地域生活支援コーディネーター等連絡会議＞ 年3回程度

第1回 令和元年5月31日（金）

内容：各圏域の令和元年度の取組について、情報交換、課題の検討

第2回 令和元年10月頃

内容：地域生活支援に関する先進事例の学習等

第3回 令和2年2月頃

内容：1年間のまとめおよび次年度に向けて

令和元年度 長野県自立支援協議会 権利擁護部会計画

[1] 部会の目的

障害者虐待防止及び障害者差別解消に関する各圏域の協議会活動への応援部会とする。

[2] 本年度のねらい

- (1) 成年後見制度利用促進計画等について、成年後見支援センターとの連携会議を開催し情報共有を図る。
- (2) 障がい者虐待案件の課題検証を実施する。
- (3) 差別解消地域協議会等差別解消法に係わる取り組み状況の確認を行う。
- (4) 長野県地域生活定着支援センターとの共催による罪に問われた障がい者等支援・矯正施設視察研修を開催する。
- (5) その他、各圏域からあげられた権利擁護部会に関する課題検討。

[3] 日程及び内容

- 第1回 令和元年5月16日(木) 場所：安曇野庁舎 会議室 13:30～16:00
本年度の部会委員及び事務局の紹介
各圏域権利擁護部会の平成30年度活動状況報告
本年度の権利擁護部会計画、第1回本会への報告内容の検討、確認
平成30年度障がい者虐待防止・権利擁護研修の報告、平成31年度研修について
- 第2回 令和元年7月11日(木) 場所：未定 会議室 13:30～16:00
各圏域権利擁護部会計画と各圏域からの課題
差別解消の取り組みについて
平成31年度 障がい者虐待防止研修企画・運営等(部会としてタイアップ)
- 第3回 令和元年10月3日(木) 場所：未定 会議室 13:30～16:00
成年後見支援センターとの連絡会議
第2回本会への報告内容の検討、確認
厚労省実施 虐待防止・権利擁護指導者養成研修報告
- 第4回 令和元年1月16日(木) 場所：未定 会議室 13:30～16:00
障がい者虐待対応の課題整理、検証
平成31年度 障がい者虐待防止研修報告
平成31年度のまとめ

障がい者相談支援体制と他領域の連携について

令和元年度障がい者相談支援体制機能強化会議実施要領

1 目的

各地域の障がい者相談支援体制の整備及び質の向上を図るため、障がい者総合支援センターの基幹化等、各地域における相談支援体制の機能強化に向けた各種テーマ（例：人材育成体制、地域移行体制、権利擁護体制、地域自立支援協議会事務局体制、地域生活支援拠点等整備等）ごとに必要な者を参集し、その協議及び情報交換等を行う。

<本年度テーマ>

「障がい者総合支援センター機能と基幹相談機能整理と他領域連携による地域生活支援の更なる向上」

<サブテーマ>

- ① 地域生活支援拠点等の充実に向けた進捗と情報共有
- ② 他領域連携による地域生活事例と連携システムの構築に向けた情報集約
 - * 各圏域の相談支援体制の重層化
 - * 相談支援の質の担保への取組み／基幹相談支援センターへの主任相談支援専門員の配置に向けて

2 実施主体

長野県自立支援協議会とし、長野県自立支援協議会内に本会議を設置する。

3 参集範囲

- (1) 各地域において、相談支援体制整備及び各機能における実務者及びその中核を担う者（障がい者総合支援センター、地域自立支援協議会事務局、市町村、福祉事務所 等）
- (2) その他相談支援体制強化のための各種テーマを協議するにあたり必要な者

4 座長

座長は長野県自立支援協議会運営委員から選出する。座長の代理者は座長が指名する。

5 実施回数

年5回程度実施。

6 実施計画

	内容
第1回 5月14日(火) 長野県安曇野庁舎	今年度の取り組みについて 新たな体制での相談支援従事者養成研修の実施について
第2回 7月16日(火) 長野県総合教育センター	障がい者地域相談支援体制と基幹相談支援センターの機能強化
第3回 10月24日(木) 長野県総合教育センター	自立支援協議会フォーラムと同時開催 他領域との連携による地域生活事例の共有
第4回 12月10日(火) 未定	地域生活支援拠点等整備の進捗状況について情報共有
第5回 2月12日(水) 未定	まとめ 次年度に向けて

第5期障害福祉計画の成果目標

1 施設入所している障がい者の地域生活への移行に関すること

2016年度末の施設入所者
2,346人

2020年度末までに276人を地域生活へ移行
2020年度末までに102人減少

2 精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築に関すること

保健・医療・福祉関係者による協議の場をすべての圏域又は市町村に設置

入院1年以上の患者数2014年度 2,623人 ⇔ 2020年度 2,100人

3 地域生活支援拠点等の整備に関すること

2017年度末までに全圏域での整備を目指し取組を進め、概ね整備。さらなる充実・強化。

4 福祉施設を利用している障がい者の一般就労への移行を推進する。

施設から一般就労への移行者 262人(2016年度)	2020年度399人
就労移行支援事業利用者470人(2016年度)	2020年度781人
移行率3割以上の就労移行支援事業所38%(2016年度)	2020年度60%以上
就労定着支援1年後の就労定着率	2020年度70%以上

5 障害児支援の提供体制の整備に関すること

児童発達支援センター、保育所等訪問支援、重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所、放課後デイサービスの事業所の確保を圏域ごとに整備。協議の場を設置。

機能強化会議における地域生活支援拠点等整備促進の取組経過

＜障がい者相談支援体制機能強化会議＞

各地域における相談支援体制の機能強化に向けた各テーマに必要な者を参集し、協議、情報交換を行う。

第4期障害福祉計画

(国の目標) 平成29年度末までに地域生活支援拠点等を整備

第4期障害福祉計画「圏域ごとに地域生活支援拠点等を平成29年度末までに整備」の目標達成に向け、整備に向けた基本的な考え方や先行事例を共有。

平成28年度

- 第1回
- テーマ検討
「地域生活支援拠点等の検討」
- 第2回
- 先進的取組状況の共有
【事例】北信圏域、上小圏域
- 第3回
- 視察「北信圏域 はるかぜ」
- 第4回
- 「地域取組状況の情報交換」
- 第5回
- 「相談、緊急時の受入体制について」

平成29年度

- 第1回
- シンポジウム「緊急時の受入体制作りについて」 【事例】佐久圏域
- 第2回
- 「自立支援協議会を活用した地域の相談支援体制作りについて」
【事例】千曲坂城地域
- 第3回
- 自立支援協議会フォーラム「地域生活支援拠点等～今年度動き出した地域から～」ワールドカフェ
風意見交換
- 第4回
- 「地域定着支援の活用について」
【事例】松本圏域筑北村
- 第5回
- まとめ

平成29年4月1日時点

長野県 1市町村 2圏域
全国 46自治体・保健福祉圏域

第5期障害福祉計画

(国の目標) 平成32年度末までに整備

「第4期のフォーラム」として、基幹相談支援センター、事業所、行政等の役割分担を視座に事例共有。

平成30年度

- 第1回
- 本年度の取組について
- 第2回
- 「事例から各支援機関の役割を考える」 【事例】上小圏域、北信圏域
- 第3回
- 「コーディネーター（基幹）の取組から各支援機関の役割を考える」
【事例】木曾圏域、諏訪圏域、飯伊圏域
- 第4回
- 自立支援協議会フォーラム
シンポジウム（厚労省共催）
【事例】松本圏域、千曲坂城地域
- 第5回
- まとめ

平成30年4月1日時点

長野県 1市町村 8圏域(60市町村)
全国 89市町村30圏域(144市町村)

令和元年度

- 他領域との連携
- 地域生活支援拠点等の状況共有
- 総合支援センター【基幹】の位置づけの再確認

地域生活支援拠点等の整備について

障がい者支援課

1 地域生活支援拠点等の整備計画等について

(1) 第5期障害福祉計画（2017～2020年度）における成果目標

第4期障害福祉計画において、平成29年（2017年）度末までに「地域生活支援拠点を市町村または圏域に少なくとも一つ整備する」として取組を進めてきたところであり、概ね目標どおり体制が整備されつつあることから、今後は拠点体制の充実・強化を図る必要がある。

(2) 地域生活支援拠点等に求められる5つの機能

①相談支援

地域移行支援及び地域定着支援による常時の連絡体制や緊急時等の相談支援、親元からの自立や地域での暮らしなどにあたっての相談等に応じる機能

②体験の機会・場の提供

地域生活移行や親元からの自立等にあたり、一人暮らしの体験の機会や場を提供する機能

③緊急時の受入れ・対応

地域で生活する障がいのある方の急な体調不良や保護者等の急病などの場合に備え、短期入所等による緊急受入や医療機関への連絡等の対応を行う機能

④専門的人材の養成・確保

医療的ケアが必要な方や行動障害を有する方などに対し、専門的な対応ができる体制の確保や専門的支援ができる人材を養成する機能

⑤地域の体制づくり

コーディネーターの配置等により、地域の障がいのある方やその家族などの様々なニーズに対応するサービスやそれらを提供できる地域の体制整備等を行う機能

※どの機能をどの程度整備するかについては、地域の実情に応じ各圏域が検討する。

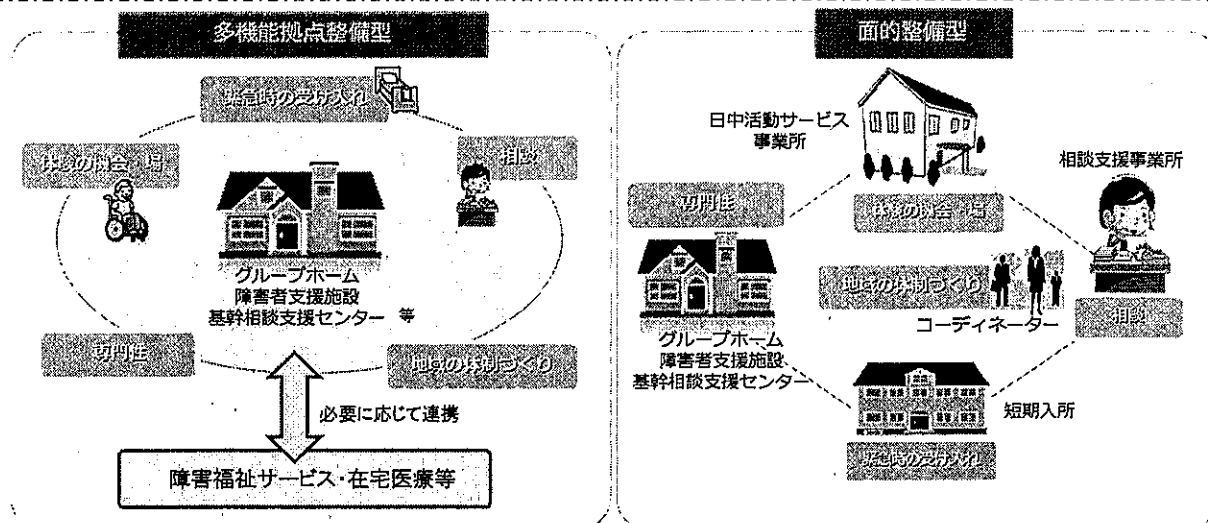
※県自立支援協議会内に設置する「障がい者相談支援体制機能強化会議」において、市町村及び障がい者総合支援センターの担当者などによる拠点整備に向けた意見交換等を実施している。

地域生活支援拠点等の整備について

障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり）を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築。

●地域生活支援拠点等の整備手法（イメージ）※あくまで参考例であり、これにとらわれず地域の実情に応じた整備を行うものとする。

各地域でのニーズ、既存のサービスの整備状況など各地域の個別の状況に応じ、協議会等を活用して検討。



2 県内の現在の整備状況について（平成31年1月末現在 ※第5回障がい者相談支援体制機能強化会議資料より）

	現状での取組内容	長野										北信			
		佐久	上小	諏訪	上伊那	麻伊	木曾	松本	大北	長野市	千曲坂城		須高	北部	小川村
基本情報	○人口（人）※H30.4.1現在	205,443	199,074	197,567	185,079	158,004	26,727	396,185	57,861	378,389	76,027	69,122	19,799	2,585	84,684
	○整備類型	面的整備	面的整備	面的整備	面的整備	面的整備	面的整備	面的整備	面的整備	面的整備	面的整備	面的整備	面的整備	面的整備	併用型
	○設置時期	整備済 H30.3	整備済 H29.4	整備済 H30.4	整備済 H30.3	整備済 H30.4	整備済 H30.4	整備済 H30.4	整備済 H32.4	整備済 H30.3	整備済 H31.7	整備済 H30.5	整備済	整備予定 H32.3	整備済 H29.4
相談	○高齢相談支援センター設置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	○台帳整備の有無	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	○地域定着支援の活用 （H30年度月平均支給人数） ※国保連実績データ	4	80	5	3	2	0	10	5	25	0	0	0	0	30
緊急時の受入れ・対応	○自立生活援助の活用 （H30年度月平均支給人数） ※国保連実績データ	0	0	0	0	0	0	1	2	0	0	0	0	0	0
	○短期入所の活用	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	○空床確保又は輪番制	○（実績1件）	○	○（実績4件）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
5つの機能	○その他（特徴）		精神科病院と協議会と通じて連携		障がい特性に即した受入先検討		顔の見える関係の活用	地域や病院連携強化	地域や病院連携強化	地域や病院連携強化	地域や病院連携強化	地域や病院連携強化	地域や病院連携強化	地域や病院連携強化	地域や病院連携強化
	○地域移行支援の活用 （H30年度月平均支給人数） ※国保連実績データ	3	2	2	1	0	0	4	0	6	0	0	0	0	1
	○その他（特徴）			輪番制事業所による体験の提供	自立生活体験事業の活用や長期滞在者会議等	グループ調査による資源把握		強度行動障がい施設改修費の検討	地域や病院連携強化	地域や病院連携強化	地域や病院連携強化	地域や病院連携強化	地域や病院連携強化	地域や病院連携強化	地域や病院連携強化
専門的人材の確保・育成	○独自研修の開催	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	○コーディネーター配属	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	○拠点等検討会議の有無	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
地域の体制づくり	○自立支援協議会の活用	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	○地域資源（他分野等）連携	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	○その他（特徴）					基本相談（保健師等との連携強化）									

※「取組内容」は「5つの機能」を充実させるため、県内地域が具体的に取り組んでいる主な内容です。記載内容に限られるものではありません。

取組状況の地域への公表状況	○協議会等を通じた周知	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	○広報紙・HP・新聞等活用 パンフレット作成等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

【長野県の整備状況】平成30年4月1日時点で整備済 1市町村 9圏域（圏域の市町村数 60市町村）
 【全国の整備状況】平成30年4月1日時点で整備済 89市町村 30圏域（圏域の市町村数 144市町村）

その他について

- 旧優性保護法に係る状況について
- パーキング・パーミット制度の取組状況について
- 発達障がい者支援施策の方針について
- 特別支援教育課主要事業について
- 医療的ケア児等への支援について
- 長野県災害福祉広域支援ネットワークの取組について

旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する 一時金の支給等に関する法律 概要

第1 前文

- ・ 旧優生保護法の下、多くの方々が、生殖を不能にする手術・放射線の照射を受けることを強いられ、心身に多大な苦痛を受けてきたことに対して、我々は、それぞれの立場において、真摯に反省し、心から深くおわびする。
- ・ 今後、これらの方々の名誉と尊厳が重んぜられるとともに、このような事態を二度と繰り返すことのないよう、共生社会の実現に向けて、努力を尽くす決意を新たにする。
- ・ 国がこの問題に誠実に対応していく立場にあることを深く自覚し、本法を制定する。

第2 対象者(旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者)

①又は②の者であって、施行日において生存しているもの。

- ① 旧優生保護法が存在した間(※)に、優生手術を受けた者(母体保護のみを理由として受けた者を除く。)
- ② ①の期間に生殖を不能にする手術等を受けた者(①～③のみを理由とする手術等を受けたことが明らかな者を除く。)
- ① 母体保護 ② 疾病の治療 ③ 本人が子を有することを希望しないこと。
- ④ ①のほか、本人が手術等を受けることを希望すること。

※昭和23年9月11日～平成8年9月25日

第3 一時金の支給

1 一時金の支給

国は、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対し、一時金(320万円)を支給(非課税)

2 権利の認定等

- ① 一時金受給権の認定は、請求(都道府県知事の経由可)に基づいて、厚生労働大臣が行う。
- ② 請求期限は、5年(検討条項あり。)
- ③ 都道府県知事・厚生労働大臣は認定に必要な調査を行う。

3 旧優生保護法一時金認定審査会による審査

- ① 厚生労働大臣は、対象者(第2①)であることが明らかな場合を除き、認定審査会の審査を求める。
※ 認定審査会:厚生労働省に設置し、医療、法律、障害者福祉等に関する有識者で構成
- ② 認定審査会は、請求者の陳述、医師の診断、診療録等を総合的に勘案して、適切に判断
- ③ 厚生労働大臣は、認定審査会の審査結果に基づき認定

4 相談支援等

- ① 支給手続について十分かつ速やかに周知(国・都道府県・市町村)
- ② 相談支援その他請求に関し利便を図る。(国・都道府県)
※ 障害者支援施設、障害者支援団体等の協力を得るとともに、障害の特性に十分に配慮

第4 調査等及び周知

1 調査等

国は、前文で述べたような事態を二度と繰り返すことのないよう、共生社会の実現に資する観点から、旧優生保護法に基づく優生手術等に関する調査その他の措置を実施

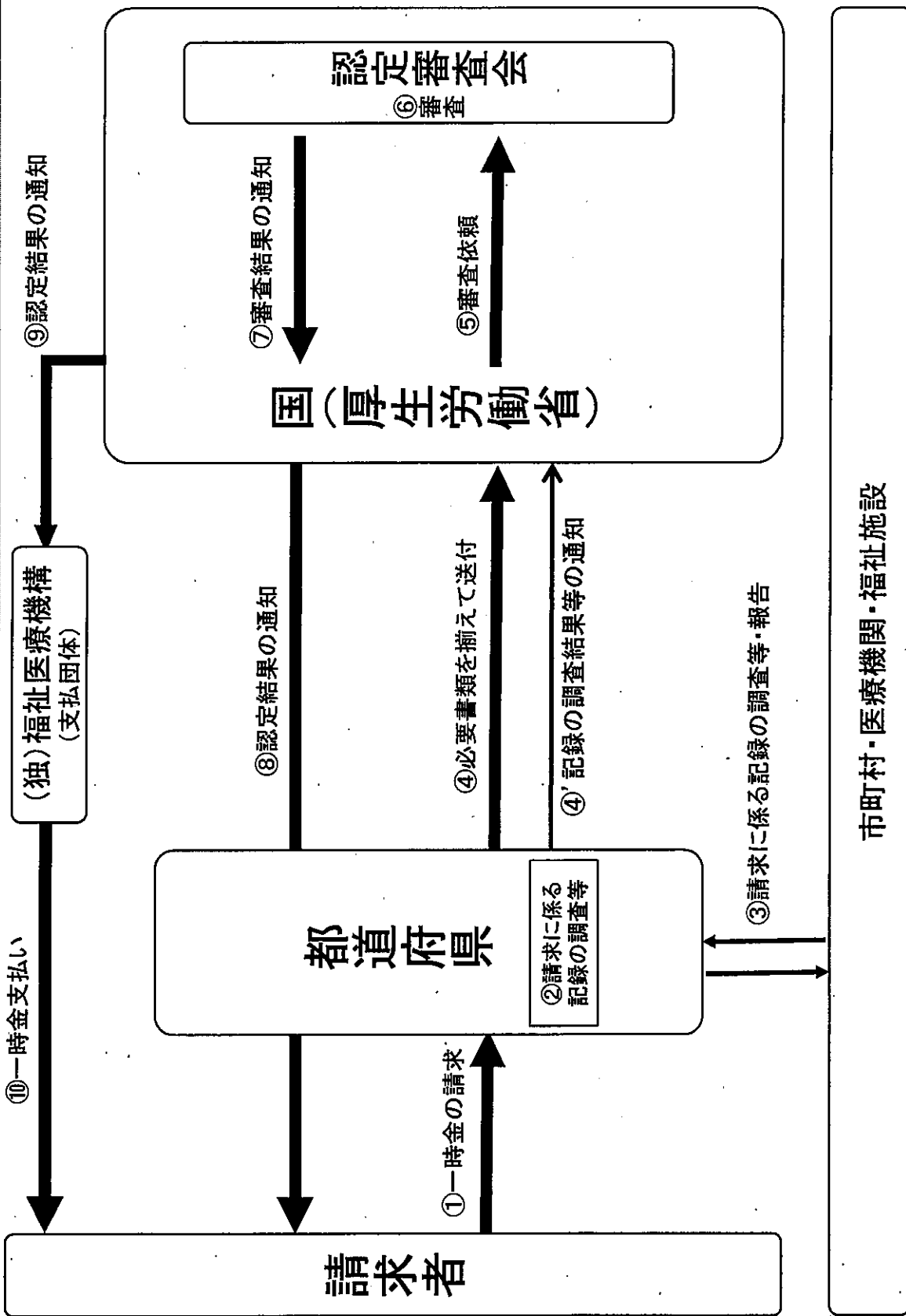
2 周知

国は、本法の趣旨・内容について、広報活動等を通じ国民に周知を図り、理解を得るよう努める。

第5 施行期日

公布日(認定審査会については、公布日から2月後)

[参考]一時金支給手続の流れ(イメージ)



※ 上記の流れは、現在居住している都道府県内で手術を受けていた場合。現在居住している都道府県以外で手術を受けていた場合は、請求は、現在居住している都道府県に対して行い、調査等については、国(厚生労働省)からの通知を受けて、手術を受けていた都道府県が実施。

※ 請求者が、記録等により一時金の支給対象者に該当することを確認できる場合には、⑤～⑦は省略。

旧優生保護法による優生手術などを受けた方へ

- 平成31年4月24日に、議員立法により「旧優生保護法一時金支給法（以下「法」という）」が成立し、公布・施行されました。
- 法の前文では、旧優生保護法の下、多くの方々が、生殖を不能にする手術・放射線の照射を受けることを強いられ、心身に多大な苦痛を受けてきたことに対して、我々は、それぞれの立場において、真摯に反省し、心から深くおわびする旨が述べられています。
- 法に基づき、優生手術などを受けた方に一時金を支給いたします。

1. 一時金の対象となる方について

以下の①または②に該当する方で、現在、生存されている方が対象となります。

- ① 昭和23年9月11日から平成8年9月25日までの間に、旧優生保護法に基づき優生手術を受けた方（母体保護のみを理由として手術を受けた方は除きます）
- ② ①のほか、同じ期間に生殖を不能にする手術または放射線の照射を受けた方（母体保護や疾病の治療を目的とするなど、優生思想に基づくものでないことが明らかな手術などを受けた方を除きます）

2. 一時金の請求手続きについて

- ・お住まいの都道府県の窓口に請求書を提出してください（郵送による提出も可能です）。
 - ・請求書や添付書類（診断書・領収書）の様式は、厚生労働省のホームページに掲載しているほか、都道府県のホームページや窓口などでも入手できます。
 - ・請求期限は、平成31年4月24日（法律の施行日）から5年以内です。
- ※ 請求書の記載事項や添付書類については裏面をご覧ください。

3. 一時金の金額

- ・一時金の額は、320万円（一律）です。
- ・支給決定後、ご指定の金融機関の口座に独立行政法人福祉医療機構から振り込まれます。

4. お問い合わせ先

<長野県 旧優生保護法一時金受付・相談窓口>

○電話番号 026-235-7143（専用電話） ○FAX番号 026-235-7170

○受付時間 8:30～17:15（月曜日から金曜日。土日祝日、年末年始を除く。）

○所在地 〒380-8570 長野市大字南長野字幅下692-2 長野県庁保健・疾病対策課（本館4階）
（E-mailアドレス：boshi-shika@pref.nagano.lg.jp）

※このほか、裏面に記載の保健福祉事務所（保健所）でも受付等を行います。

<厚生労働省 旧優生保護法一時金相談窓口>

電話番号 03-3595-2575 FAX 03-3595-2753 メールアドレス ichijikin@mhlw.go.jp

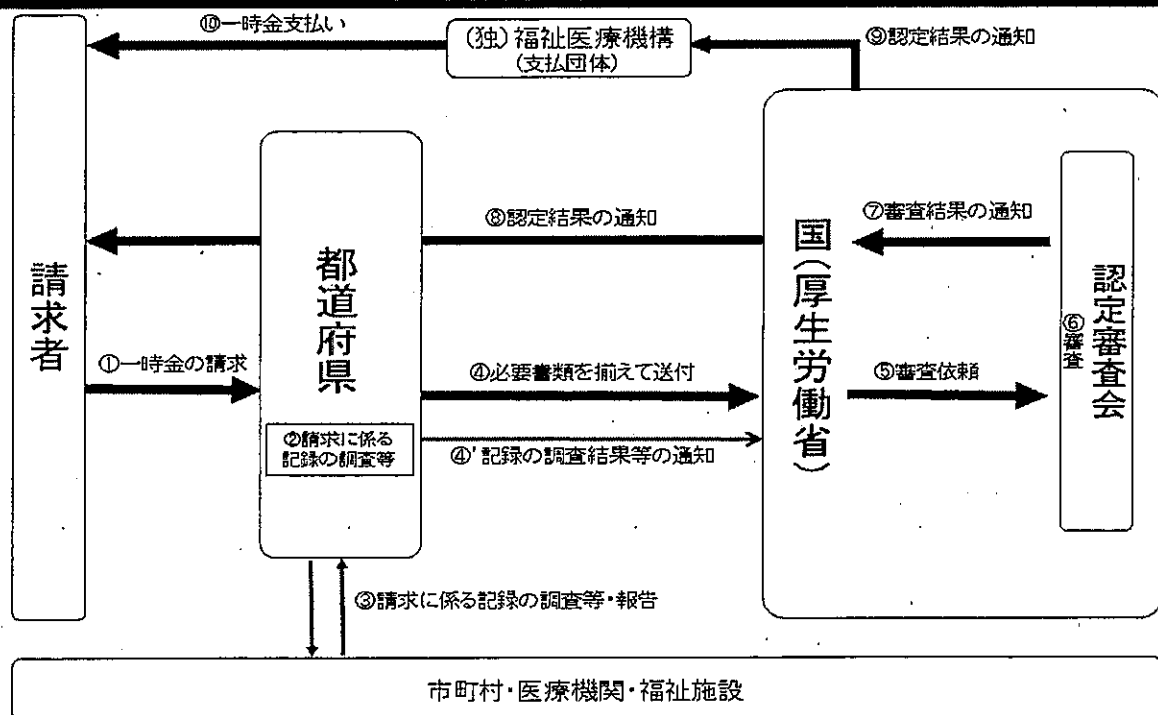
受付時間 9:30～18:00（月曜日から金曜日。土日祝日、年末年始を除く。）



請求書の記載事項や添付書類について

- 請求書には、様式に沿って、優生手術などを受けた医療機関の名称及び所在地、手術などを受けた年月日（時期）、手術などを受けるに至った経緯などを記載して下さい。
- 請求書を提出する際には、以下の資料を添付してください。
 - ・住民票の写しなど請求者の氏名、住所又は居所を証明する書類
 - ・現在、優生手術などを受けた際の手術痕が残っているかどうかについての医師の診断書（特に優生手術などを実施した記録が残っていない場合には、一時金支給認定にあたっての重要な資料になりますので、可能な限り請求書とあわせて提出してください。）
※心理的ストレスが大きいなど医療機関の受診が困難な場合には、添付を省略することが可能となりますので、都道府県の窓口にご相談ください。
 - ・上記の診断書の作成に要する費用が記載された領収書など（一時金の支給が認められた場合、診断書作成費用が支給されます）
 - ・一時金の振込みを希望する金融機関の名称及び口座番号を明らかにすることができる書類（通帳やキャッシュカードの写しなど）
 - ・その他請求に係る事実を証明する資料（例：障害者手帳、戸籍謄本、関係者の陳述書、都道府県や医療機関等から入手した優生手術等の実施に関する書類など）

一時金支給手続の流れ(イメージ)



※ 上記の流れは、現在居住している都道府県内で手術を受けていた場合、現在居住している都道府県以外で手術を受けていた場合は、請求は、現在居住している都道府県に対して行い、調査等については、国(厚生労働省)からの通知を受けて、手術を受けていた都道府県が実施。
 ※ 請求者が、記録等により一時金の支給対象者に該当することを確認できる場合には、⑤～⑦は省略。

<長野県における一時金の受付等窓口>

名称	住所	電話番号
保健・疾病対策課 母子・歯科保健係	長野市大字南長野字幅下 692-2	026-235-7143
佐久保健福祉事務所健康づくり支援課	佐久市跡部 65-1 佐久合庁内	0267-63-3163
上田保健福祉事務所健康づくり支援課	上田市材木町 1-2-6 上田合庁内	0268-25-7154
諏訪保健福祉事務所健康づくり支援課	諏訪市上川 1 丁目 1644-10 諏訪合庁内	0266-57-2927
伊那保健福祉事務所健康づくり支援課	伊那市荒井 3, 497 伊那合庁内	0265-76-6836
飯田保健福祉事務所健康づくり支援課	飯田市追手町 2-678 飯田合庁内	0265-53-0444
木曾保健福祉事務所健康づくり支援課	木曾郡木曾町福島 2, 757-1 木曾合庁内	0264-25-2232
松本保健福祉事務所総務課	松本市大字島立 1, 020 松本合庁内	0263-40-1937
大町保健福祉事務所健康づくり支援課	大町市大町 1, 058-2 大町合庁内	0261-23-6526
長野保健福祉事務所健康づくり支援課	長野市中御所岡田 98-1	026-225-9039
北信保健福祉事務所健康づくり支援課	飯山市大字静間 1340-1	0269-62-6104

平成31年（2019年）4月25日

市町村長 様

長野県健康福祉部長

「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律」
に基づく一時金の請求等に関する事務の取り扱いについて（依頼）

平素より、本県の健康福祉行政の推進に御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
このことについて、別添のとおり厚生労働省子ども家庭局母子保健課長等から各都道府
県保健主管部（局）長等あて通知がありました。

つきましては、対象となる方からの請求及び一時金の支給が円滑に行われますよう下記
事項について、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

なお、本通知は、貴市町村内の関係部署で情報共有をいただきますようお願いいたします。

記

1 市町村で保有する請求者にかかる記録の調査等

一時金支給の認定の判断は、請求者から県に提出のあった請求書（様式1）その他の書類
に加え、請求者が当時、優生手術等を受けたことについて、県や関係機関に残っている記録、
又はこれらの機関に在職している職員が知っている事実の聴取録に基づき、厚生労働省が行
うこととなります。

旧優生保護法が施行されていた当時、優生手術に係る県の優生保護審査会への申請や、優
生手術等が行われていた事実が認められることから、請求者について、県の優生保護審査会
への申請記録や市町村をはじめとする関係機関で、住民からの各種相談時の相談台帳・ケー
ス記録等に、優生手術等に関する記載があった可能性があります。

このため、県保健・疾病対策課から、様式5による調査をお願い申し上げた際には、可能
な限り速やかに調査をしていただき、添付書類（面談記録やケース記録の写し等）とともに、
回答いただきますようお願いいたします。

また、文書による記録が保管されていない場合でも、当時を知る職員（退職した職員は除
く。）がいる場合には請求に関し、知っている事実の聴取をお願いいたします。

なお、本調査は法に基づくものであり、個人情報保護法（平成15年法律第57号）第16条第
3項第1号及び第23条第1項第1号の、利用目的の制限や第3者提供に当たっての制限の適
用除外となります。

2 制度の周知と案内

支給対象となる方等に幅広く周知をするため、市町村広報誌やホームページ等での制度概要の掲載、貴庁舎等での別添リーフレットの掲示・配布、請求書等の備え付け（様式1～3）などにご協力いただくとともに、住民から問い合わせがあった際には、県の窓口をご案内いただくなど、お願いいたします。

なお、支給対象となる方等については、その多くが疾病や障がいを抱える方であることが想定され、また、請求者にとっては、当時のことを思い出す必要があること等、心理的な負担となることも想定されますので、丁寧なご対応をいただきますようお願いいたします。

<添付資料>

- ・旧優生保護法一時金支給請求書（様式1）、旧優生保護法一時金支給請求書に係る診断書（様式2）、旧優生保護法一時金支給請求に関する診断書作成料等支給申請書（様式3）、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に関する記録の調査について（様式5）
ほか各様式
- ・旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律概要
- ・周知用のリーフレット

* リーフレットや様式等については、必要に応じて印刷の上ご活用願います。

長野県健康福祉部 保健・疾病対策課 母子・歯科保健係 衛生技監兼課長 徳本 史郎 担当 金子 康
住 所 〒380-8570長野市大字南長野字幅下692-2
電 話 026-235-7141（直通）
FAX 026-235-7170
E-mail boshi-shika@pref.nagano.lg.jp

平成31年（2019年）4月25日

福祉施設等の長 様

長野県健康福祉部長

「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律」
に基づく一時金の請求等に関する事務の取り扱いについて（依頼）

平素より、本県の健康福祉行政の推進に御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
このことについて、別添のとおり厚生労働省子ども家庭局母子保健課長等から各都道府
県保健主管部（局）長等あて通知がありました。

つきましては、対象となる方からの請求及び一時金の支給が円滑に行われますよう下記
事項について、ご協力をいただきますようお願い申し上げます。

記

1 貴施設で保有する請求者にかかる記録の調査等

一時金支給の認定の判断は、請求者から県に提出のあった請求書（様式1）その他の書類
に加え、請求者が当時、優生手術等を受けたことについて、県や関係機関に残っている記録、
又はこれらの機関に在職している職員が知っている事実の聴取録に基づき、厚生労働省が行
うこととなります。

旧優生保護法が施行されていた当時、優生手術に係る県の優生保護審査会への申請や、優
生手術等が行われていた事実が認められることから、請求者について、県の優生保護審査会
への申請記録や関係団体・施設では、施設利用者等に係る入所者台帳・面談記録・ケース記
録等に、優生手術等に関する記載がされていた可能性があります。

このため、県保健・疾病対策課から、様式6による調査をお願い申し上げた際には、可能
な限り速やかに調査していただき、添付書類（入所者台帳・相談記録・ケース記録等）とと
もに、回答いただきますようお願いいたします。

また、文書による記録が保管されていない場合でも、当時を知る職員（退職した職員は除
く。）がいる場合は、請求に関し、知っている事実の聴取をお願いいたします。

なお、本調査は法に基づくものであり、個人情報保護法（平成15年法律第57号）第16条第
3項第1号及び第23条第1項第1号の、利用目的の制限や第三者提供に当たっての制限の適
用除外となります。

2 制度の周知と案内

支給対象となる方に幅広く周知するため、貴施設等において別添リーフレットの掲示、請求書等の備え付け（様式1～3）などにご協力いただくとともに、施設利用・入所者等から問い合わせがあった際には、県の窓口をご案内いただくなど、ご協力をお願いします。

<添付資料>

- ・周知用のリーフレット・・・3部
- ・旧優生保護法一時金支給請求書（様式1）、旧優生保護法一時金支給請求書に係る診断書（様式2）、旧優生保護法一時金支給請求に関する診断書作成料等支給申請書（様式3）
・・・各3部
- ・旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律概要

* 不足する場合は、複写でご対応いただくが、県保健・疾病対策課までご連絡ください。

長野県健康福祉部 保健・疾病対策課 母子・歯科保健係 衛生技監兼課長 徳本 史郎 担当 金子 康 電 話 026-235-7141（直通） FAX 026-235-7170 E-mail boshi-shika@pref.nagano.lg.jp
--

旧優生保護法一時金支給請求書

厚生労働大臣 殿

下記のとおり、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律による一時金の支給を請求します。

年 月 日 請求者氏名 印

1. 請求者の情報

ふりがな		性別	生年月日
請求者 氏名		男・女	(大正・昭和・西暦) 年 月 日
請求者 住所	〒 都・道 府・県		
	(電話番号) ()		

2. 問い合わせの際に希望する連絡先

※都道府県等からの問い合わせの際に請求者以外へ連絡を希望する場合は記入してください。

ふりがな		請求者との 関係	
氏名			
住所	〒 都・道 府・県		
	(電話番号) ()		

3. 振り込みを希望する金融口座

※認定がされた場合、下記の口座に一時金が支払われます。通帳の写し等があれば、金融機関コード・支店コードの記載は不要です。

※請求者本人以外の者を口座名義人とする場合は、委任状を添付してください。

名称	銀行・信用金庫 その他 ()		預金種目		金融機関コード	
	本店	支所	普通・当座・貯蓄		支店コード	口座番号
フリガナ						
口座名義	※フリガナは、濁点・半濁点も1文字として記載ください。					

4. 優生手術等を受けた当時の氏名

手術等を受けた当時の氏名と現在のお名前は同じですか。
<input type="checkbox"/> 同じ
<input type="checkbox"/> 違う (当時の氏名)

(次ページにお進みください)

5. 優生手術等を受けた当時の状況

※過去の記録の発見・特定や、一時金支給の認定のために必要です。□（チェック欄）がある場合には、該当するものに✓を記入してください。また、可能な限り、詳細に記載してください。不明な場合は、分かる範囲で記載してください。

(1) 優生手術等を受けた時期・場所

① 手術等を受けたのはいつか分かりますか。

□ わかる（昭和・平成 年 月 日）

□ わからない（おおよその時期もしくは年齢： 頃）

② 手術等を受けた医療機関は分かりますか。

□ わかる（名称： ）（所在地 ）

□ わからない

〔おおよその場所など記憶していることがあれば記載してください。〕

(2) 手術等を受けた当時の状況

① 手術等を受けた当時、どこで暮らしていましたか。

□ 自宅にいた（自宅の所在地 ）

□ 医療機関に入院していた・福祉施設を利用していた

→（施設名 ）（所在地 ）

(3) 優生手術等を受けた理由・経緯

※この欄に収まらない場合は、別紙をつけてください。優生手術等を受けた理由・経緯以外にも、認定にあたって参考になる情報があればこの欄に記載してください。

6. 個人情報の取扱い

(1) 本請求書に記載されている情報は、あなたが受けた優生手術等に関する記録等を確認するため、「5. 優生手術等を受けた当時の状況」の欄に記載された医療機関や施設などに提供する場合があります。

□ 上記について説明を受けました。

(2) 旧優生保護法一時金支給法においては、国（国会）は、旧優生保護法に基づく優生手術等に関する調査を実施することとされています。この請求書に記載された内容や医療機関、福祉施設などで確認されたあなたの記録の内容について、調査のために提供依頼があった際には、住所や氏名を特定されない形で提供する場合があります。

□ 上記について同意します。

□ 上記について同意しません。

(以上)

年 月 日

(市町村の長) 殿

(都道府県知事名)

旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に関する
記録の調査について (依頼)

旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律 (以下「法」という。) 第8条第2項の規定に基づき、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給に当たって、一時金の支給を受けようとする者に係る情報の保有状況の調査及び関係者からの陳述の聴取をお願いいたします。

以下の請求者に係るそれぞれの情報について、様式に沿って、回答いただくとともに、関連資料 (保有している記録の写し等) を添えて、〇〇県〇〇課へと提出をお願いします。

(参照条文)

第8条第2項 都道府県知事は、前条第一項の規定による請求書の提出を受けた場合であって、当該請求書にその都道府県の区域内においてその請求に係る生殖を不能にする手術又は放射線の照射を受けた旨の記載があるときは、(中略) 当該都道府県の区域内の市町村、医療機関、障害者支援施設 (中略)、児童福祉施設 (中略) その他の関係機関 (中略) に対して、当該関係機関が保有する文書に当該請求に係る情報が記録されているかどうかについて調査し、又は当該関係機関の職員からの当該請求に関し知っている事実の聴取を行い、その結果を報告するよう求めるものとする。

第11条 関係機関は、第8条第2項 (同条第5項において準用する場合を含む。) の規定による調査又は聴取を求められたときは、これに協力するよう努めなければならない。

回答期限	回答提出先			
請求者情報	ふりがな		性別	生年月日
	氏名			
請求者が手術等を受けた時期				
調査事項 (請求書内の 貴市町村に関 連する記述)				

(回答記入様式)

市町村担当課名		回答者	
		連絡先	

請求者に関する優生手術等に関する記録の有無	
-----------------------	--

←下記の①～③から選択

- ①「ある」
 ②「請求者のものである可能性があるものがある」
 ③「ない」

①又は②と回答した場合は、保有している記録の種別、手術が実施された（又は可能性がある）時期についてご回答下さい。

記録の種別	手術実施時期	具体的な記録の内容

※「記録の種別」には、面談記録やケース記録等を具体的に記載してください。

当時の状況について知る職員がいる場合は、可能な限り分かる範囲で聞き取りを行い、以下の欄に記載をお願いいたします。

--

①又は②と回答した場合は、円滑な一時金の支給の観点から、関係書類の写しについて、幅広く本調査票とともに都道府県宛てに送付願います。また、必要に応じて回答内容について本都道府県又は厚生労働省より問い合わせをさせていただく場合がありますので、その際は、何卒ご協力をお願いいたします。

<備考>

記録の媒体（紙媒体・電子媒体）を問わず、面談記録等の個人の記録であって優生手術が行われた（又は行われた可能性がある）ことが分かるものを全て御確認願います。なお、優生手術一般に関する行政機関からの通知等、個人のケースに関連しない資料は含まれません。

「優生手術」と明確に記載がない場合であっても、記載の内容から優生手術と推測される記載のある記録は対象になります。また、法令上の根拠が不明な優生手術に関する記録も対象になります。

調査は以上になります。ご協力ありがとうございました。

年 月 日

(医療機関、福祉施設等の長) 殿

(都道府県知事名)

旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に関する
記録の調査について (依頼)

旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律(以下「法」という。)第8条第2項の規定に基づき、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給に当たって、一時金の支給を受けようとする者に係る情報の保有状況の調査及び関係者からの陳述の聴取をお願いいたします。

以下の請求者に係るそれぞれの情報について、様式に沿って、回答いただくとともに、関連資料(保有している記録の写し等)を添えて、〇〇県〇〇課へと提出をお願いします。

なお、本調査は法に基づくものですので、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第16条第3項第1号及び第23条第1項第1号の、利用目的の制限や第三者提供に当たっての適用除外と整理され、マスキング等をしていただく必要はありません。

また、法第11条においても関係機関は、本調査に協力するよう努めなければならないとされており、ご協力のほど、何とぞよろしくお願い申し上げます。

(参照条文)

第8条第2項 都道府県知事は、前条第一項の規定による請求書の提出を受けた場合であつて、当該請求書にその都道府県の区域内においてその請求に係る生殖を不能にする手術又は放射線の照射を受けた旨の記載があるときは、(中略)当該都道府県の区域内の市町村、医療機関、障害者支援施設(中略)、児童福祉施設(中略)その他の関係機関(中略)に対して、当該関係機関が保有する文書に当該請求に係る情報が記録されているかどうかについて調査し、又は当該関係機関の職員からの当該請求に関し知っている事実の聴取を行い、その結果を報告するよう求めるものとする。

第11条 関係機関は、第8条第2項(同条第5項において準用する場合を含む。)の規定による調査又は聴取を求められたときは、これに協力するよう努めなければならない。

回答期限			回答提出先	
請求者情報	ふりがな		性別	生年月日
	氏名			
請求者が手術等を受けた時期				
調査事項 (請求書内の 関連する記 述)				

(回答記入様式)

医療機関・ 福祉施設名		担当者	
		連絡先	
請求者に関する優生 手術等に関する記録 の有無		←下記の①～③から選択	

- ①「ある」
②「請求者のものである可能性があるものがある」
③「ない」

①又は②と回答した場合は、保有している記録の種別、手術が実施された（又は可能性がある）時期についてご回答下さい。

記録の種別	手術実施時期	具体的な記録の内容

※「記録の種別」には優生手術申請関係書類、優生手術決定関係書類、その他優生保護審査会関係書類、診療記録（カルテ等）又はケース記録等を具体的に記載ください。

当時の状況について知る職員がいる場合は、可能な限り分かる範囲で聞き取りを行い、以下の欄に記載をお願いいたします。

--

①又は②と回答した場合は、円滑な一時金の支給の観点から、関係書類の写しについて、幅広く本調査票とともに都道府県宛てに送付願います。また、必要に応じて回答内容について本都道府県又は厚生労働省より問い合わせをさせていただく場合があります。その際は、何卒ご協力をお願いいたします。なお、提出に当たっては、マスキング等をしていただく必要はございません。

<備考>

記録の媒体（紙媒体・電子媒体）を問わず、カルテ等の個人の記録であって優生手術が行われた（又は行われた可能性がある）ことが分かるものを全て御確認願います。なお、優生手術一般に関する行政機関からの通知等、個人のケースに関連しない資料は含まれません。

「優生手術」と明確に記載がない場合であっても、記載の内容から優生手術と推測される記載のある記録は対象になります。また、法令上の根拠が不明な優生手術に関する記録も対象になります。

調査は以上になります。ご協力ありがとうございました。

信州パーキング・パーミット（障がい者等用駐車場利用証）制度申請等の状況について

健康福祉部地域福祉課

1 利用証の対象者

障がい者、難病患者、要介護高齢者、妊産婦、けが人などで歩行が困難または歩行に介助等が必要な方

（平成 31 年 3 月末現在の申請者数）

区 分	申請者数	（内 訳）	
		車いす 使用あり	車いす 使用なし
身体障がい者	13,537	3,942	9,595
知的・精神・発達 障がい者	1,292	138	1,154
難病患者	419	109	310
要介護高齢者	1,194	708	486
妊産婦	7,311	2	7,309
その他けが 又は病気等	455	125	330
計	24,208	5,024	19,184

2 利用できる駐車場

この制度に賛同する協力施設で、専用の案内表示のある駐車区画で利用できます。

協力施設は、県ホームページに掲載します。

（平成 31 年 3 月末現在の協力施設数）

協力施設数	協力区画数	（内 訳）	
		車いす使用者 優先（幅広）	障がい者等 優先（通常幅）
946	3,292	1,975	1,317

信州パーキング・パーミット（障がい者等用駐車場利用証）制度

H31.3末現在

圏域別 申請等の状況

圏域名	利用証 申請者数	協力 施設数	協力 区画数	車いす使用 優先（幅広）	
				障がい者等 優先（通常幅）	
佐久	1,459	115	504	316	188
上小	2,113	127	397	236	161
諏訪	1,287	103	363	214	149
上伊那	1,161	35	129	84	45
飯伊	1,315	76	237	133	104
木曾	98	14	30	12	18
松本	9,578	261	835	528	307
大北	428	28	89	55	34
長野	6,142	158	595	321	274
北信	610	29	113	76	37
県外	17				
合計	24,208	946	3,292	1,975	1,317

平成 31 年度 特別支援教育課主要事業（特別支援学校改革事業）

特別支援教育課

1 事業目的

～学びの力で未来を拓き、夢を実現する人づくり～

子ども、保護者のニーズに応える特別支援学校への改革

- ➡ ○一人ひとりの子どもの可能性を最大限伸ばす学校の実現
- 地域社会、企業等とつながり、インクルーシブな社会をリードする学校の実現

2 事業内容

特別支援学校の教育の充実

(1) 質の高い教育の提供

☞ 専門性向上事業

障がいの状態に合わせた教育課程の編成および、各校の標準となるカリキュラムポリシーを作成

☞ 特別支援学校自立活動担当教諭の増員

定数乖離を解消するとともに、各校に自立活動チームを編成し、個別の指導計画に基づいた質の高い自立活動を実施（+25人）

☞ 特別支援学校学習環境改善

必要な図書や身体機能向上用の教材等を購入し、学習環境の整備を実施

☞ 遠隔教育推進事業

遠隔地で学ぶ児童生徒に対し、共に学び合える遠隔授業実施体系を確立

(2) 施設整備

・ 特別支援教育連携協議会

特別支援学校の施設整備の基本方針を策定

☞ 松本・若槻養護学校基本方針検討

老朽化や環境改善のため早急な対応が必要な松本養護・若槻養護について施設整備の基本方針を策定（～H32）

(1) 社会自立を可能にする協働の学び

☞ 就労支援総合推進事業

技能検定の実施（清掃部門の継続、喫茶部門の拡充、食品加工部門を新設）、就労コーディネーター（5人）による雇用の場の創出

☞ 外部専門家活用事業

医療関係者による職員研修、芸術家やスポーツ選手を活用した授業を実施

(2) 小中学校とシームレスな関係を構築

☞ LD等通級指導教室の増設

新たに11教室を増設（小学校：+9教室、中学校：+2教室）

☞ 低学年での読み指導プログラム推進

全ての学習の基礎となる「読み」の指導充実を図り、困難を抱える児童も通常学級で学ぶインクルーシブな授業づくりを推進（モデル校6校）

☞ 副学籍コーディネーター配置事業

特別支援学校の児童生徒が、副学籍制度を利用し地域の小中学校と交流するため、活動計画作成や連絡調整、引率等を行う副学籍コーディネーターを2名配置

インクルーシブな社会の実現

2019年度 発達障がい者支援施策の実施方針

長野県発達障がい者支援対策協議会

1 課題

県では、平成24年1月の「発達障害者支援のあり方検討会報告書」を踏まえ、発達障がいの早期発見・早期支援、ライフステージを通じた切れ目ない一貫した支援体制の整備等を行ってきた。その結果、市町村の乳幼児期健診におけるM-CHAT導入率の増加や、発達障がいサポート・マネージャーの全圏域配置による支援者支援の実施など、一定の成果を挙げてきたが、一方で以下のような新たな課題も見えてきた。

- (1) 教員等の知識、対応力向上の必要性
- (2) 発達障がい者の自立・就業に対する更なる支援の必要性
- (3) 発達障がい者やその家族に対する周囲のフォロー、理解の不足
- (4) 発達障がいを診療できる医師の不足

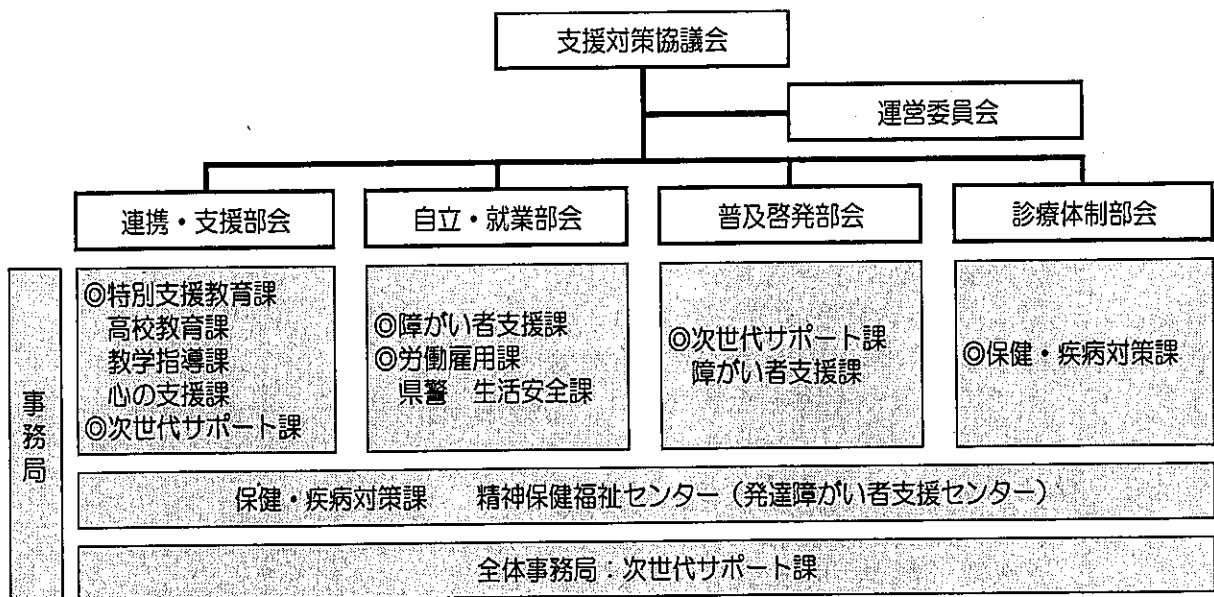
そこで、これらの課題に対応していくため、「発達障害者支援のあり方検討会報告書」の枠組みを見直すとともに、今後の支援体制を新たな課題に対応する形へと転換していく必要がある。

2 新たな課題に対応していくための体制

「発達障害者支援のあり方検討会報告書」の枠組みを見直し、今後の支援体制を新たな課題に対応する形へと転換していくにあたり、現行の発達障がい者支援対策協議会の体制を新施策の協議にふさわしい体制へと刷新していく必要がある。

- (1) 共に教育委員会との関わりがある連携推進部会・支援力向上部会を統合する。
- (2) 新たに自立・就業支援を担当する部会を設立する。
- (3) 各部会の事務局を部会検討事項と最も関係が深い課にすることにより、部局横断的に施策の協議を行う。

【組織図】



3 新たな施策の柱

「発達障害者支援のあり方検討会報告書」では、「全般的な分野の専門家の配置」、「情報共有のための環境整備」、「専門的な支援技術の強化」、「社会の理解と協力を促すための普及啓発」、「発達障害診療の体制整備」の5つを施策の柱としてきた。

新体制においては、発達障がいサポート・マネージャーからの提言および発達障がい者支援対策協議会での委員意見を踏まえ、以下の4つを施策の柱とし、各部会で検討を深めていく。

- ① 幼児教育・保育・学校等のすべての教員や各種相談担当者の基礎的知識と対応力向上
⇒ 連携・支援部会
- ② 一般就労を視野に入れた働く職場の拡大、司法分野の理解力向上
⇒ 自立・就業部会
- ③ 発達障がい者やその家族に対する、周囲のフォロー体制の充実・理解の促進
⇒ 普及啓発部会
- ④ 専門医の確保等による診療体制の更なる充実
⇒ 診療体制部会

また、各部会の検討項目詳細は、下表のとおりとする。

【各部会の検討項目詳細】

部会名	検討項目
連携・支援部会	発達障がいサポート・マネージャー、学校等との連携強化、 専門職の人材育成、放課後支援、 保育士の発達障がい児への対応力向上研修 <u>乳幼児健診の現状確認及び幼児教育への連携のあり方 教育と医療の連携（ライフステージごとの診療のポイント）</u> 等
自立・就業部会	就業支援（ジョブコーチ等）、就労支援研修会、 ひきこもり等に対する社会自立に向けた支援（居場所プロデュース） <u>企業に対する支援及び理解啓発</u> 司法・警察との連携 等
普及啓発部会	一般市民への普及啓発、 基礎自治体（市町村）の相談窓口の基礎的理解の向上、 家族支援（ペアレント・トレーニング等）、 ペアレント・メンター、わたしの成長・発達手帳の普及、 発達障がい者サポーター養成講座による理解啓発及び講師の育成 <u>乳幼児期の保護者に対する理解啓発、 発達障がい児者における医療と教育と福祉の合同研修会</u> <u>世界自閉症啓発デー</u> 等
診療体制部会	発達障がい診療地域連絡会による診療体制の整備、 発達障がい専門医及び診療医の育成、 発達障がいかかりつけ医研修、 子どものこころ診療ネットワーク事業 等

令和元年度医療的ケア児等の主な支援施策について（県施策分）

1 体制整備等

支援施策	概要等	所管課
医療的ケア児等支援連携推進会議の開催	・県及び各圏域に推進会議を開催 ・連携体制の構築 等	障がい者支援課
医療的ケア児等支援スーパーバイザーの設置	・有識者2名配置 ・県及び各圏域推進会議の支援 等	
⑨災害時等支援体制の構築	・実態調査（医療的ケア児の状態等） ・情報共有等	
訪問看護体制の強化	・訪問看護師の研修体系の構築 ・訪問看護事業所への支援 等	医療推進課
⑨移行期医療支援の推進	・関係機関の理解促進のための研修開催	保健・疾病対策課

2 個別支援等

支援施策	概要等	所管課
障害福祉サービスの提供等（自立支援給付他）	・障がい児の心身の状態にあわせたサービスの提供及び支援	障がい者支援課
小児慢性特定疾病児等自立支援員の設置	・対象児童に対する個別支援 ・関係者への情報提供 等	保健・疾病対策課
医療的ケア児保育支援モデル事業	・保育所等への看護師の配置を支援（元年度：松本市3園、伊那市2園、南箕輪村1園、木曾町1園、朝日村1園）	こども・家庭課

3 人材育成等

支援施策	概要等	所管課
支援人材育成【基礎研修】	・支援に必要となる基礎知識の習得	障がい者支援課
コーディネーター養成	・圏域での個別支援に必要となる知識等の習得	
⑨指導医師育成	・圏域での指導役に必要な知識の習得、実習	
⑨看護リーダー育成	・圏域での指導役に必要な知識の習得、実習	
訪問看護師の専門研修	・看護職の資質向上や人材を育成	医療推進課
特定行為研修の受講支援	・看護師の特定行為研修受講を支援	

4 特別支援学校での支援の取組

教育委員会特別支援教育課

取 組	概 要
看護師の配置	児童に応じた看護師の配置
医療的ケア研修	教員等を対象に研修を開催
医療的ケア運営協議会	関係者による実施体制等に関する協議・検討を実施
指導医等派遣研修	実施校へ医師又は看護師を派遣して研修を開催
コーディネーター連絡会	各校コーディネーターにより情報・意見交換会を開催
看護師研修	看護師に対して学校現場でのケアを学ぶ機会を提供
摂食コーディネーター 連絡会	摂食に係る専門性の向上を図るための研修等を通じて食事介 助を推進

令和元年度 長野県自立支援協議会 開催予定日(案)

開催月	開催日	開催時間	開催場所
11月	12日(火)	13:30 ~ 16:00	県庁
3月	17日(水)	13:30 ~ 16:00	県庁

令和元年度 長野県自立支援協議会フォーラム(案)

開催月	開催日	開催時間	開催場所
10月	24日(水)	未定	長野県総合 教育センター